

名鉄名古屋本線（桜駅～本星崎駅間）連続立体交差事業に係る都市計画の公聴会の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定に基づき、名鉄名古屋本線（桜駅～本星崎駅間）連続立体交差事業に係る都市計画の公聴会を次のように開催します。

令和8年1月19日

名古屋市長 広沢一郎

1 開催日時及び開催場所

(1) 開催日時

令和8年2月21日 午後1時30分開始

(2) 開催場所

名古屋市南区呼続四丁目17番10号

名古屋市立呼続小学校 体育館

2 都市計画の種類

名古屋都市計画都市高速鉄道

名古屋都市計画道路

名古屋都市計画特別緑地保全地区

3 都市計画の案の概要の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年1月19日から令和8年2月2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所住宅都市局都市計画部都市計画課及び街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

4 公述の手続等

(1) 公述申立書

本市の住民及び利害関係人で、当該都市計画の案に関して意見を述べようとする人は、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を、案の概要の縦覧期間満了の日までに、名古屋市長（〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課）に提出してください。

なお、郵送等によりこの書面を提出する場合は、同日までに必着とします。

(2) 公述人の決定方法

公聴会において意見を述べることができる人は、公述申立書を提出した人のうちから、意見の類似性等を考慮して名古屋市長が決定し、本人に通知します。

5 公聴会の運営方法

(1) 公聴会の運営上必要がある場合は、一人あたりの発言時間を制限することがあります。

(2) 傍聴は原則自由です。ただし、会場の定員を超える場合は、先着順とします。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課